

議 事 日 程

令和 2 年第 2 回 浜中町 議会 定例会

令和 2 年 6 月 1 1 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 3 7 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 3 8 号	浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 5	議案第 4 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 6	議案第 4 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 7	議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について
日程第 8	議案第 4 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 9	議案第 4 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 0	議案第 4 5 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 1	議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 2	議案第 4 7 号	財産の取得について
日程第 1 3	議案第 4 8 号	財産の取得について
日程第 1 4	議案第 4 9 号	財産の取得について
日程第 1 5	議案第 5 0 号	財産の取得について
日程第 1 6	議案第 5 1 号	財産の取得について
日程第 1 7	議案第 5 2 号	財産の取得について

日程第18	議案第53号	財産の取得について
日程第19	議案第54号	財産の取得について
日程第20	議案第55号	令和2年度浜中町一般会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第56号	令和2年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第57号	令和2年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第58号	監査委員の選任同意について
日程第24	議案第59号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第25	議案第60号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第26	議案第61号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第27	議案第62号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第28	議案第63号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第29	議案第64号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第30	議案第65号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第31	議案第66号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第32	議案第67号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第33	議案第68号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第34	議案第69号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第35	議案第70号	浜中町農業委員会委員の任命同意について
日程第36		議員の派遣について
日程第37		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

◎日程第2 議案第37号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第37号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第37号「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、地方税法施行令の一部改正に基づく改正と、前年所得に基づく保険税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては、北海道に納める「国民健康保険事業費納付金」に充てる財源として、北海道から示された「標準保険税率」を基に、前年所得と決算見込みを考慮した上で、税率等の改正を行うものであります。

前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正は、保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分について所得割を改め、それに準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改めようとするものです。また、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正に伴い、7割、5割、2割軽減の金額についても改正を行います。

次に、地方税法施行令の一部改正に伴う改正は、基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げる改正であります。また、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、被保険者の数等に乘ずるべき金額を引き上げる改正を行い、保険税軽減措置の対象を拡大しようとするものであります。

この改正条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するとし、附則の改正規定につきましては、令和3年1月1日から施行するとしております。

なお、この度の条例改正につきましては、書面開催としました令和2年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、5月29日付けで答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） （議案第37号 補足説明あるもの省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第37号の質疑を行います。ありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 国保税条例の改正点については3月議会で確認をしておりますので、それは省いて資料の62ページ、課税見込み額、収納見込み額、当初予算について質問をしていきたいと思っております。

課税見込み額は、令和2年度は医療費分、後期高齢分、介護納付分を合わせて3億4648万6000円の96%で3億3262万5000円という収納見込み額を立てているということでもあります。それで、当初予算では3億4050万9000円ということで、予算比較では788万4000円が不足するという事態です。普通であれば、この差額分が国保税の予算、国保会計の予算で減額されるというような形になってくるのだらうと思うのですが、この部分については、先ほど言われように決算見込みが1200万円ある。速報値でいくとそれに318万円くらいプラスされるので、1530万6000円くらいになると、約1600万円の予算があるので、それで十分対応ができるということでもありますけれども、減税財源として、実際使ったのは率を決める段階で、この内からいくら繰入をしたのかという部分をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。先ほど補足説明で申し上げましたとおり、決算見込み時は約1200万円で速報値で約300万円ちょっとで1500万円程度が前年度剰余金になる見込みで、この中から約800万円を減税財源として投入して今回の税率設定をさせていただきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 分かりました。800万円を投入しても1人当たりの平均課税額が、586万5865円と前年よりも多くなるということですね。確か、国保財政調整基金が9700万円くらいあるはずなので、そういうものを使用するとか考えていくと1000万円くらい入れて、前年並みぐらいに抑えるという努力も必要かと私は思うのです。所得割を見ていきますと、医療費分でいくと大体、去年と同じぐらいの財源といますか所得があるから、それで計算していけばそうなのでしょうけれども、国の制度改正もありますから、当然、同じく見ても上がっていくのだろうなと思っています。できるのであれば、今後そういう基金もありますから、今回はそういう形で十分理解できますし、1世帯当たりの課税額も34万7000円ですからそんなに増えてはいない。失礼しました。先ほど数字は千円単位ではなくて円単位ですね。1人当たり平均額は5865円ですから大した額ではないということで、大変失礼しました。そういうことであれば、当初予算から動かす必要もないですし、もっと多く繰入をするということも必要ないと今理解しました。千円単位と勘違いしまして申し訳ないと思っております。それで、基金とかもありますので来年度大きく所得が落ちるだとかそういう場合に基金の取り崩しを考えているかどうかだけ聞いて終わりにします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えします。財政調整基金の繰入活用という点でございますけれども、やはり昨年度も御説明しましたように本町の経済状況などの関係、それから今年度におきましては新型コロナウイルスの影響というものも次年度の税率設定においては十分懸念される要因と捉えております。財政調整基金につきましては、このような事態に対応するためということで考えておりますので、次年度以降も大幅な税率を上げざるを得ない場合等においても、十分に活用を念頭に置きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第37号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第38号 浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第38号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第38号「浜中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、「北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い改正を行うものであります。

内容といたしましては、後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染等があった者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本町において行えるようにするため、必要な改正を行うものであります。

なお、この改正条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第38号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第38号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第39号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、西円朱別地区辺地の整備計画について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

西円朱別地区辺地総合整備計画の概要を申し上げますと、今回、除雪機械の整備を行うこととしております。

また、策定期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年となっております。

なお、令和2年5月1日付け地政第94号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第39号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第39号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第39号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第40号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第40号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、散布地区辺地の整備計画の変更について総務大臣に提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

散布地区辺地総合整備計画の変更概要を申し上げますと、今回、教員住宅整備事業を加えるものであります。

また、計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5カ年となっております。

なお、令和2年5月1日付け地政第93号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第40号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 今回の計画に入れて整備しようとしている教員住宅の数は何棟分なのか。併せて築年数どれくらい経っているものかも含めて伺います。また、それと教員住宅各地区にあり、もう本当に使用できないような状態になっているものも数多くあるかと思えますけれども、全体として浜中町の学校に通われている教員で浜中町に住んでいる方、あるいは釧路なり厚岸から通っている方の割合が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から今回の教員住宅の件ですけれども、本年度当初予算で計上し、教員住宅の改修工事の分ということになっております。

なお、築年数等の概要につきましては、教育委員会の方から答弁させていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） この度の散布の教員住宅につきましては、1棟2戸の建物になります。建設年度は平成7年度でございます。それと、教員の住宅状況の関係で通勤とか、町内に住んでいる割合については、今現在手元にありませんので、後ほどお示しさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1番川村議員。

○1番（川村義春君） 辺地債の関係ですけれども、先ほど当初予算で計上してということと説明がありましたけれども、私のメモによると当初予算では散布中学校教員住宅を過疎債で、整備すると聞いていたのですが、当初予算の中では、歳入で小学校の分だけが過疎債、中学校も教員住宅改修は辺地債でみていますね。私のメモ間違いです。どうも失礼しました。終わります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第41号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第41号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在建設中の役場新庁舎に導入する地中熱を利用した冷暖房設備工事のうち、昨年度実施のⅠ期工事で、地中から新庁舎ピット内まで引き込んだ採熱管を本年度、新庁舎3階の機械室まで延伸し、ヒートポンプ機器と接続する工事を環境省の補助事業を活用して実施するもので、令和2年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただいております。この設備工事にあたり、去る5月25日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、株式会社有我工業所が1億5570万5000円で落札いたしました。

なお、工期は令和2年11月25日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第41号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第42号 工事請負契約の締結について

◎日程第8 議案第43号 工事請負契約の締結について

◎日程第9 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第42号ないし日程第9 議案第44号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第42号から議案第44号までの「工事請負契約の締結について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の水産業強化支援事業として、浜中町火散布、第2種散布漁港内に、浜中町ウニ種苗生産センターを建設するもので、令和2年第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

初めに、議案第42号の「工事請負契約の締結について」は、浜中町ウニ種苗生産センター建設工事（建築主体工事）育成棟 鉄骨造平屋建、延べ床面積1035.35㎡

の建設、及び土木工事にあたり、去る5月25日、町内業者3社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が3億6520万円で落札いたしました。

次に、議案第43号の「工事請負契約の締結について」は、浜中町ウニ種苗生産センター建設工事（電気設備工事）電灯設備工事及び発電設備工事等にあたり、去る5月25日、町内業者を含む経常建設企業体2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、高部・矢原・中原経常建設共同企業体が7381万円で落札いたしました。

最後に、議案第44号の「工事請負契約の締結について」は、浜中町ウニ種苗生産センター建設工事（機械設備工事）ろ過設備工事及び海水設備工事等にあたり、去る5月25日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、三建設備工業株式会社釧路営業所が2億3694万円で落札いたしました。

なお、議案第42号から議案44号の各工事の工期につきましては、令和3年3月1日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第42号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第43号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第44号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第45号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第45号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、公営住宅、鉄筋コンクリート造3階建1棟12戸、延べ床面積847.52㎡の霧多布団地（昭和57年2号棟）を改修しようとするもので、3月定例町議会で予算議決をいただいております。

この改修にあたり、去る5月25日、町内業者3社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が2億3760万円で落札いたしました。

なお、工期は令和3年1月15日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第45号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 昭和57年建設のこの3階建て公営住宅でありますけれども、2億3700万円で改善ということであれば、私は全部平らにして最初から建て直すものかなと思っていたのですけれども、その辺のところですね。今までおよそ37、8年公営住宅使ってきたのですけれども、使っている中で色々な住民からの改善というか、冬期に霜が張ったり色々あったと思うのです。どういう部分を改善して、どんなふう生まれ変わるのか。あそこには全部で1棟12戸現在入っているのかなと思うのですけれども、建坪はそのままで進むのかどうなのかも含めて全体像が分かるようにどういう点を改善するのかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。霧多布団地の改修の具体的な内容ということでのお尋ねかと思しますので、霧多布団地は今年1棟と来年もう1棟ということでご計画的に改善ということですが、具体的な内容としましては改修という捉えでいた

きたいと思います。中身としましては、屋根外壁は当然改修させていただいて、大きくは内装の改修と各部屋をユニバーサルデザインに基づきながらのバリアフリー化します。フロアのフラット化ですとかそういったところが大きなものになります。段差の解消それから、建具の開閉間口を可能な限り広げたり入り、口やドアの間口を広げたりする改修であります。それから当然、中の水回りも改修します。中の間取りの部分も今までは、3LDKという形式の間取りであったものを2LDKということで、若干それぞれの居室を広く取って、部屋数は少なくなりますけれども、居室を広めにとりながら、そういった内装の改修工事も併せて行う改修を予定してございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 改修の大まかな内容について分かりましたが、3LDKを2LDKにするということは、どういう意味からこういう形になってきたのか。それから、よく私はあそこの階段を昇ったり降ったりすることもあるのですけれども、灯油を上る3階まで運ぶのに皆さん、住んでいる所までホースが伸びないということで苦労していた部分があったのですけれども、それはもう改善されて灯油のホースは間に合うようになっているのかどうなのかも含めて燃料のタンクが3階まで届くような仕組みにするとか、そういう点ではどんな改善がされているのか説明お願いしたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） お答えいたします。ただいまのタンクの関係ですけれども、今までは住宅の玄関の中にタンクがあったのですけれども、それは1階の外に今度は置くこととなりますので、今度は灯油を上まで持って行かなくてもいいようになります。

1点目の御質問ですが、3LDKから2LDKに変わる判断基準でございますけれども、住宅規模を将来の住宅想定世帯に合わせた間取りということで、快適な空間を提供していくことを念頭に考えてございます。判断基準としましては公営住宅法、住宅地区改良法によります国の補助基準の算定基準がございまして、その基準をもとにした一覧表がございまして、木造耐火構造の平屋建てで大体1住戸当たり74㎡、これは大体2LDKという基準がございまして、去年一昨年と浜中に新築された公住も1住戸当たり70㎡2LDK、大体、今の道や国で建設されている公営住宅も2LDKが主流でございます。今回は新築ではございませんので、骨組み、躯体はそのままに、それ以外の部分の全面改修で、1住戸当たりの面積は今65㎡でございます。その限られた中で、3LDKはちょっときつい状況でございます。それを改善しまして、広く快適な空間を提供

していきたいということで、2LDKが今ベストな空間であると判断をしてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 3LDKが2LDKに変わったということなのですが、私の感じでは、この37、8年間の間に、子供たちがみんな成長して独立して釧路とかよその地域に引っ越してお父さんお母さん、じいちゃんばあちゃんだけになってしまう家族構成から、3LDKを2LDKに変えたのかなと私は思いながら説明を聞いていました。それからもう1つは灯油です。灯油のタンクを下に並べて置くという事では私に対して説明不足です。それは、2階3階に住んだことがないので、普通のタンクから3階まで灯油が自動的に上がっていくのかどうなのかというその辺のところを説明してくれないと私には理解できない問題であります。それから、北側に面している壁が冬に露が凍り付いてそれがお昼になったらまた解けてきてという苦情が当初と言っても10年くらい経ってもそういう声がたくさんあったのですけれども、今回の建設の内容でその点は改善されているのかどうかに対する説明もお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 3回目の質問になりますので、4回目ならないように答弁願います。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 具体的な工法の部分ですけれども、私の手元の資料でお答えしたいと思います。まず下の方に490リットルのタンクをそれぞれ設置して、そこから上に吸い上げるオイルサーバーで各部屋の方へ供給するというシステムに変わります。それから、換気の関係なのですけれども、24時間換気の種類は適切かどうか分かりませんが、ロスナイ換気という換気も部屋の方に付けますし、台所のレンジフードなどそういったのも換気システムもあります。1番大きいのはその24時間換気の設置で、その辺のところは解消できるのかなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。答弁漏れありますか。

会議を一時中断します。

(中断 11時04分)

(再開 11時05分)

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） すみません。答弁が漏れていたようですのでその部分を改めてお答えします。3LDKから2LDKに変わった理由は、議員おっしゃるように大きなのはやはり家族構成が変わっているということがありますし、先ほど申し上げたユニバーサルデザインの、バリアフリー化にして使うといった部分も含めています。あともう1点は建設課長の方からも申し上げましたけれども、基準に基づいて、直近での色々な基準の中では2LDKという形が今基準としては主体として施工しているというところもあります。繰り返して申し上げますと、1番大きいのはやはり家族構成というところですね。核家族の中では、部屋数もこれが標準的かなということで設定させていただいているということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第46号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第46号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、新庁舎建設に伴い、現水道庁舎に設置されております、中央監

視装置、テレメータ設備、インターフェース盤等を新庁舎に移設及び一部を更新するものであり、去る5月25日、電機メーカー1社特命による見積合せを実施し、北海道富士電機株式会社が5610万円で落札いたしました。

本町において、すべての水道施設装システムは、落札業者が製造する機器で構成されており、本工事は他社では施工することが出来ないことから、地方自治法施行令第167条2第1項第6号により、特命随意契約とさせていただきました。

なお、工期は令和3年2月26日までとしております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第46号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号 財産の取得について

◎日程第13 議案第48号 財産の取得について

◎日程第14 議案第49号 財産の取得について

◎日程第15 議案第50号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第47号ないし日程第15 議案第50号を

一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第47号から議案第50号までの「財産の取得について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年1月に開庁を予定する役場新庁舎の備品を購入しようとするもので、令和2年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただいております。

これらの備品購入にあたり、去る5月18日、指名競争入札を実施したところであります。

初めに、議案第47号の「財産の取得について」は、役場新庁舎1階オフィス備品一式の購入で町内業者4社による入札の結果、有限会社金カ田中商店が2167万円で落札いたしました。

次に、議案第48号の「財産の取得について」は、役場新庁舎2階オフィス備品一式の購入で町内業者4社による入札の結果、株式会社カマザワが1815万円で落札いたしました。

次に、議案第49号の「財産の取得について」は、役場新庁舎3階の議会関連諸室等備品一式の購入で町内業者4社による入札の結果、株式会社丸産栗本商店が2530万円で落札いたしました。

最後に、議案第50号の「財産の取得について」は、役場新庁舎窓口カウンター及び応接家具一式の購入で町内業者4社による入札の結果、インテリア・寝装の花岡が1881万円で落札いたしました。

なお、各備品の納入期限につきましては、令和2年12月18日としております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第47号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今4件の説明がありまして、最初の47号の1階オフィス備品

一式とか、次は2階オフィスとか3階という感じで、いよいよ役場庁舎の調度品も揃い完成間近かなと気がします。庁舎内の調度品を揃えていく場合に、1階2階3階で何か共通したもの、1階2階3階も浜中町らしい物を調度品として置こうという一定の取り決めだとか、あるいは階ごとに1階はこういう形で2階はこういう形で3階はこういう形とかイメージを総合的に見て、何か特色ある部屋の形といたしますか環境といたしますか、そういうものを考えられているかどうか答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今、各階で調度品備品購入にあたって特徴的なものというか、そういった形のもので設置されるものがあるかという御質問かと思うのですが、今回の役場庁舎での、大きくは執務のための備品が中心となっております。購入している計画の中ではやはり備品全般において、複数メーカーで同等のものを比較しながら安価なものを選定するという事はもちろんでございますけれども、やはりその中で執務する職員が使いやすいデザインになっているものを選定しながら、色々と椅子机などを購入計画したということでございます。各階についてそれぞれ特徴的なものの選定よりは、そこで執務する職員の使いやすさなどを優先的に考えて検討して計画したものでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号 財産の取得について

◎日程第17 議案第52号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第16 議案第51号及び日程第17 議案第52号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第51号から議案第52号までの「財産の取得について」は関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年10月から予定しております、町内の新たな公共交通の運行用車両を取得しようとするものです。

取得方法については、本年度の北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し、購入年賦費用につきましては、第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。

議案第51号の「財産の取得について」は、乗車定員14人乗り2台を取得しようとするものであり、去る5月18日、町外業者3社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、ネットヨタ釧路株式会社厚岸店が567万7000円で落札いたしました。

次に、議案第52号の「財産の取得について」は、乗車定員29人乗り1台を取得しようとするものであり、町外業者3社による指名競争入札の結果、釧路トヨタ自動車株式会社 芦野店が830万円で落札いたしました。

なお、各車両の納入期限は、令和2年9月10日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第51号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 14人乗りのバス2台ですけれども、事前の説明であったかは記憶にはないのですが、多分、茶内駅から霧多布湿原線に1台、あとは農村地区のデマンドバスという形になるのかなと思っているのですが、その確認をまずさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 確認ということはなるべく避けて質問形式にしてください。

田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この2台の運行路線を示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議案第51号の生活交通バス14人乗り2台の用途ということでございます。議員おっしゃってました茶内駅と霧多布を結ぶものではございません。その内容を申し上げます。1台はデマンド運行という方式でイメージするとすれば、現在の巡回バス、茶内線、浜中線、それぞれの曜日を区切りながら運行をする路線に14人乗りのバス1台を運行予定ということで見えています。それからもう1台の14人乗りの方は、昨日の説明でも触れましたが、町内で5路線を走るわけなのですけれども、全体としては3台のバスでこの5路線を上手く運行したいと考えていまして、その3台で運行する上で色々なトラブルがあった場合や、あるいは車検整備などイレギュラーな場合も想定されます。またデマンドですと14人以上になる可能性も予約によってはあると思います。そういった運行にも対応する為に表現が適切かどうか分かりませんが、予備バスと言うのでしょうか色々なイレギュラーに対応する為に、1台は用意しておくということで2台を今回購入するという事で、議案51号ではそういった内容で今計画していくということでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 全く私の勘違いでした。霧多布湿原線は運送事業者委託になるのでしょうかけれども、運送事業者が所有するバスを考えていると理解していいのか。併せて霧多布湿原線に関して計画では1日5便くらいの運行になるのかなと思っているのですけれども、要はデマンドで農村地区から来たものと接続するのと、JRの時間帯に合わせての接続時間帯での5便の運行かなと理解しているのですけれども、要するに

茶内駅で乗換えになるわけだと思うのですけれども、心配しているのはトイレです。あそここの駅のトイレは既にもう使用ができなくなっている状態であります。10分なり15分なり20分ぐらいの待ち時間が発生する便もある中で、そういう点はどう考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 1回目の答弁の際に不足分を付け加えたらよかったですけれども、茶内と霧多布を走る霧多布湿原線ですが、ここに予定しているバスにつきましては、今巡回バスで走っている29人乗りのバスを霧多布湿原線の方の運行に充てたいと考えています。今議員が5便ぐらいの往復ということですが、JRの接続を考えますと全体で6往復6便が朝から晩、最終で8時台くらいになり、今の計画では6往復の計画でございます。デマンドの茶内線は曜日を限定しまして、毎日デマンドで茶内線を走るということではございません。走る便については、茶内駅で接続しながら霧多布湿原線を利用して霧多布までという乗りかえの状態になるのは、議員おっしゃるとおりでございます。

今、情報として伺ったのが茶内駅のトイレの関係がありますが、使用できないというような状況を確認しまして、当然に利用情報の関係からJRとも協議していかなければならない部分かなと思えます。今回情報をいただきましたので、これから運行が本格的に始まりますので、その辺を確認しながら対応していきたいと考えています。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第52号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第53号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第18 議案第53号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第53号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成12年度に購入した「資源物収集車両」について、経年劣化が著しいことから、このたび新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては、第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいております。財源は、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入にあたり、去る5月18日、町外業者3社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、UDトラックス道東株式会社釧路支店が2497万円で落札いたしました。

なお、納入期限は、令和3年3月12日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第53号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第53号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第54号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 議案第54号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第54号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年3月に供用開始を予定しております浜中町ウニ種苗生産センターの育成用水槽を購入しようとするもので、令和2年第1回浜中町議会定例会において、予算の議決をいただいております。

この育成用水槽購入にあたり、去る5月25日、町外業者3社による入札の結果、株式会社物産ヤダキが5346万円で落札いたしました。

なお、備品の納入期限につきましては、令和2年12月21日としております。

ここに、「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第54号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） このウニ種苗センター育成水槽一式ということでありましてけれども、私たちの町ではこのウニ種苗センターというのは、初めての大きな種苗センターではないのかなと思うのです。そうした時に、この株式会社物産ヤダキという会社の道内があれば道内で結構なのですけれども、ウニ種苗センターの建設実績とかそういう経営的のようなものは、答えることができるでしょうか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。手元に資料ございませんが私の記憶では、歯舞、根室管内の種苗センターの方に水槽を納入しております。以上でございます。

○5番（加藤弘二君） 了解です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第55号 令和2年度浜中町一般会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（波岡玄智君） 日程第20 議案第55号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号「令和2年度浜中町一般会計補正予算（第4号）」
につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連経費や、当初予算で追加予定事業としておりました海岸整備事業に要する経費、橋梁の長寿命化工事関連経費、GIGA スクール構想実現に向けた通信ネットワーク整備事業などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は3億6540万1000円となります。

一方歳入につきましては、各事業の特定財源として地方譲与税244万1000円、国庫支出金2億3403万6000円、町債1億850万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金1643万4000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、119億7690万3000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第55号 補足説明あるもの省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第55号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 数点にわたって質問をさせていただきます。まず142ページの空家等対策に要する経費、先ほど説明があった略式代執行の費用回収という100万9000円でありますけれども、これは霧多布市街と新川の2棟の略式代執行で解体し

た費用を回収するものですが、具体的にどういう仕組みで通信運搬費、広告料、手数料が使われるのか、御説明をいただきたいと思います。

それと144ページから146ページにかけてあります放課後児童クラブ運営に要する経費とその下のへき地保育所運営に要する経費と子育て支援センターに要する経費と常設保育所運営に要する経費に関する備品購入ですけれども、全員協議会で2番議員が質問しないということでしたので、私の方から質問しますが、超音波噴霧器に相当な額が計上されております。それで、確認しておく必要があるなと思い質問をします。この超音波噴霧器については次亜塩素酸水の効果が証明されていない。それで、空間噴霧は人体に有害となる可能性が高いということが言われております。これについてどういう対応するのか。予算計上されておりますけれども、この有害な可能性がある訳ですから、状況を見なければ分からないことですので、はっきりするまで予算を執行しないことも必要ではないかなと思います。例えば未執行になりますと、歳入の方の予算に関してですけれども、充当をそれぞれして、例えば放課後児童クラブに要する経費では地方創生臨時交付金として80万4000円が充当されているとかがありますから、そういう中身からいきますと、他に支出を替えるということが出来るのか、充当先を替えるということでは出来るのかどうかということも併せてお聞きします。

それと152ページの町道維持管理に要する経費ですけれども、有害物質処理委託料250万円皆増の新設です。これの内容とは、どういう場面で使われるのか。町道維持ですから多分、橋か何かの関係かなと思いますが、具体的に説明をいただきたいと思います。

それと、町道維持補修工事ですけれどもこの場所について、橋梁補修と聞いていましたけれども、具体的に教えていただきたいと思います。

それと災害対策に要する経費ですけれども、これの備品購入費は防災コンテナが2台と災害用トイレが6カ所と言っておりましたけれども、それぞれどこに配置されるのかをお知らせいただきたいと思います。

それとちょっと戻りますけれども、146ページの健康促進特別対策費に関連してなのですけれども、議長のお許しを得てお伺いしておきたいのですが、成人保健に要する経費はないのですが、検診等委託料というのが計上されておりました。今回、新型コロナウイルスの関係でその検診が、行われなくて今にきています。年度内に検診を実施するという計画はあるのかどうか。町民にとってはこの総合健診というのは、1年に1回必

ず受けることで自分の健康を守る意味でも大事なものです。それで、1年に1回必ず受けてその経過を観察しながら、去年は大丈夫だった今年も大丈夫だったと安心して仕事にかかれるという大事な検診ですので、是非やって欲しいなという気持ちがあります。ある程度、コロナウイルスが落ちついた時点で何らかの方法で三密を防ぐ形で実施できないものか。緊急を要する場合は釧路に行って自分でやりなさいとなるのかも分かりませんが、せつかく町で予算を組んでいますから、是非やって欲しいなと思いますが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと154ページの教育用パソコンに要する経費、小中学校ありますが、昨日も一般質問でお伺いしましたけれども、お陰様で光回線が令和2年3年をかけてできるような状態であります。小中学校合わせて439台配置されるわけですが、これが令和4年くらいからオンライン事業に向けていけるのかと思います、その辺の見通しについて、教育委員会からお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

この際暫時休憩します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後13時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第55号の質疑を続けます。

防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案の142ページ空家等対策に要する経費の役務費100万9000円の内容でございますけれども、議員おっしゃいますとおり昨年度実施いたしました霧多布市街、それと新川のそれぞれ1戸ずつでございます。この特定空家の略式代執行の執行経費を回収するため、空家の所有者は亡くなられておりますけれども、この方の土地を売却する為に、家庭裁判所に対し相続財産管理委員の選任を申し立てるための経費ということでございます。相続財産管理人制度と言われるものでございますけれども、これは相続人の存在が明らかでない時には家庭裁判所に対しては、申し立てにより相続財産管理委員を選任し、選任された相続財産管理委員が被相続人の債権者に対しまして被相続人の債務を支払う手続を行い財産の清算を行って仮に財産の清算が残った分については国庫に帰属するという制度でございます。今回の役務費の内訳でございますけれども、まず通信運搬費3000円につきましては、家庭裁判所とのや

り取りの返信用郵便切手代でございます。広告料5000円につきましては、家庭裁判所の官報公告料でございます。手数料の100万1000円のうち100万円につきましては家庭裁判所に納める予納金と、残りの1000円については収入印紙代でございます。それで予納金につきましては相続財産管理人の報酬経費を担保するものでございます。金額につきましては家庭裁判所の方が、相続財産等の状況を鑑みて金額を設定するものでございます。当然、地売却益から相続財産管理委員の報酬と経費が賄えれば、この予納金は返却されるものでございます。

今回のこの申し立てに当たりましては、まず1つは土地の売却の目途がある程度立っている、かつ売却金額が申し立て経費を上回り、町の債権に充当することができるということが最低限の条件だと思います。また町といたしましては、所有者不在の土地がそのまま放置されるということも鑑みて、今回申し立てを行いたく予算計上させていただいたところでございます。

次に152ページの災害対策に要する経費の備品購入費でございます。防災用コンテナ購入2台と災害用トイレ購入6台の設置場所でございます。まず防災用コンテナにつきましては、1台は新庁舎の建設関連で造成されます防災広場に設置を考えてございます。もう1台につきましては、茶内の農業者トレーニングセンターの敷地内に設置を行いたいと考えてございます。また、トイレの6カ所につきましては、指定避難場になっております6カ所でございます。具体的には霧多布温泉ゆうゆ、茶内の農業者トレーニングセンター、茶内コミュニティーセンター、浜中のMO-TTOかぜて、浜中農村環境改善センター、姉別農村環境改善センターの6カ所に設置したいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 民生費に要する備品購入費の内訳でございます。まず、常設保育所に要する経費で、次亜塩素水の精製装置1台43万5000円を霧多布保育所と茶内保育所にそれぞれ配置しようとするものです。それと、先ほどおっしゃっていた噴霧器なのですが、こちらは、児童クラブに2台とへき地保育所に8台と常設保育所13台と子育て支援センターに2台の合計25台となっております。それと次亜塩素酸水を空中に噴霧することについては、WHOからいかなる消毒剤を人体に向けて噴霧してはいけないという通達がありました。国の経済産業省からも同じような通達がありましたので今回については、購入はしないことで考えております。ただし次亜塩素酸水の精

製装置ですが、こちらは給食の食材の消毒には使わせていただきたいと考えておりますので、こちらは執行させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 保育所等の備品購入費の関係で答弁申し上げます。予算編成の段階で有効ではないかということもあり、載せていただきました。さらに今回の臨時交付金なのですけれども、実施計画書を策定して道を経由して国に提出しなければならなかったタイミングと予算の編成と同時期だったものですから、予算計上させていただきました。結果、報道されたようなことになりましたので、予算の執行については保育所長が申し上げたとおりに取り扱わせていただきたいと思います。それで当然、交付金を充当するというので考えておりました。議案関係資料の68ページと69ページを御覧いただきたいと思うのですけれども、これは5月の内に国に出した形の数字のものでございます。当然、実施計画書ですのでこれから実績ということになりますので落ちる部分でございまして、今言った未執行の部分というのも当然出てきますので、68ページの商工費の関係では6000万円の予算に対し充当部分が4300万円と記載させていただいております。当然充当出来ていない部分がありますので、こちら辺に、今の保育所の関係あるいはその執行残で処理をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 146ページの母子保健に要する経費に関連する質問で健診の扱いですがこの度新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、4月の特定健診、がん検診等につきましては中止させていただいております。町の皆さんにも広報等で周知しているところですが、その際にお話が出たのですけれども、日程調整ののち後日に実施する話がでまして、今、がん検診センターと集団健診の部分で協議しておりまして、それで一応予定としましては10月14日から11月22日までの間に各地区で健診をやるということで、4月と同じ18カ所ということで調整することになっております。詳細につきましては、感染予防の対策の部分もありますので、来週がん検診センターと打ち合わせすることになっておりますので、飛沫防止とソーシャルディスタンス、それと時間的なものも含めて分けられるのかということも協議していきたいと思っております。はじめは日程が取れないかもしれないので、会場が分散されない形になるのではないかと話合もございましたが、今までどおり18カ所になります。会場が分散すること

で密集の部分は少し抑えられるかと思えます。あと会場内での配置の間を開けるとか、それと問診時間とかの設定を少し短くするとか、待ち時間の調整、既に散布地区では時間の予約を行っているのですが、そういった部分も取り入れられるのかどうかも含めて今調整しています。健診については特定健診、各種がん検診を皆さんに受けていただきたいと思えます。7月に町民に周知する予定になっておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 議案152ページの道路維持管理に要する経費についてお答えいたします。本件につきましては、国の補助事業を活用して行う橋梁の補修事業でございます。本年4月3日付けで交付の内示があったことから、予算を補正し当該事業を進めていこうとするものでございます。

まず、12節の委託料、有害物質処理委託料につきましては、町道円朱別原野北4号道路の丸佐橋及び、茶内第2号幹線道路にある秩父内橋のPCBの処理に係る委託料でございます。PCBにつきましては、人工的に作られた油状の化学物質で非常に毒性の強いとダイオキシンの一つとされてございます。特にPCBにつきましては、橋桁部分の塗装に含まれてございまして、昭和42年から昭和47年までの5年間の内で使用されてきたとされております。今回この丸佐橋につきましては昭和45年、そして秩父内橋につきましては昭和46年に架設されてございます。ちょうど使用期間に架設されていますので、然るべき処理をしなければならないということで、その処理に係る委託費用となります。丸佐橋につきましては130万円、秩父内橋につきましては120万円、合計で250万円の処理費用となっております。

続きまして14節工事請負費につきましては、同じくPCBの処理を行う丸佐橋、そして秩父内橋及び、熊牛原野西2線道路にございます友交橋の栈橋の補修工事でございます。丸佐橋の概要につきましては、橋梁の延長が32.49mでございます。内容につきましては上部工の桁塗装の塗り替え、仮設工の足場と塗膜除去でございます。工事費につきましては2520万円でございます。丸佐橋につきましては平成29年度から着工してございますので、継続事業でございまして本年度で全ての工程を完了する予定となっております。次に秩父内橋につきましては、橋梁延長16.44mでございます。こちらは丸佐橋と同様の工事の内容となっておりますので、費用につきましては2420万円でございます。平成28年度から着工してございますので、こちらも、丸

佐橋同様に本年度で全ての工程を完了する予定となっております。3橋目の友交橋につきましては、橋梁延長24.56mでございます。こちらは上部工、支承工、伸縮装置工、橋面工、仮設工等でございます。工事費につきましては4700万円でございます。本年度から着工いたしまして、来年度までの2カ年で全ての工程を終了していきたいと考えております。以上3橋の工事で総額9640万円の補修工事となっております。

財源につきましては、国庫補助金、道路メンテナンス事業補助で事業費9890万円の内、補助対象経費9400万円の63.8%の5997万2000円が補助金として交付されるものでございます。歳入の138ページの道路メンテナンス事業補助のとおりでございます。残り地方債で3880万円、一般財源12万8000円、合計で9890万円という財源の内訳となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議案書154ページ小学校費と中学校費における教育用パソコン整備に要する経費に係る質問につきまして回答申し上げます。GIGAスクール構想に伴うオンライン授業の実現の見通しということで御説明をいたします。光回線が整備される予定である令和4年度には、浜中町全域においてオンライン授業が実現できる状況を作っていくという見通しを持っております。ただこれが実現するためには学校側の環境整備だけではなく、家庭側の環境整備も必要でございます。今後、学校と家庭の連携の中で働きかけながら理解をいただいて取り組みを進めてまいります。

なお、これまでの取り組みを少し御説明させていただきますと、先月5月の7日、8日、13日の3回において現時点の環境でオンライン授業を行っていく為にはどんなことが出来るのかという点につきまして、町内の先生方を集めて研修を行って協議をしているところです。それぞれの学校で出来るところから始めようという取り組みをしています。今後、今の予算で実現するであろう校内LANの整備と一人一人のパソコン端末が実現しましたらオンライン授業としてだけではなく、日常の対面の授業においても、PC端末を積極的に活用して授業の改善を行っていくように取り組む見通しを持っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 142ページの空家の関係ですけれども、詳しく御説明いただきましたので、分かりましたけれども、解体費が確か1300万円ぐらいかかっている

と思うのですがそれで2人の持っている土地の所有者も多分いないでしょうから管理人みたいな形で管財人を置くのでしょうかけれども、その土地が果たして1300万円以上で売れるかどうか。予納金の100万円を超えるだけの金額で売れるかどうか、解体費用を含めて1300万円とするのか、1400万円なければ戻ってこないわけですので、これは必ず執行されるものと理解していますが、その辺の状況を売れ先とか、その辺はどのように見ているのでしょうか。想定でしょうけれども、可能性としてどうなのかをお知らせいただければと思います。

それから144ページから146ページの関係については、未執行で購入しないということで、ただしもう1つ電解水の精製装置は必要ということで、執行されるということで理解をしておきたいと思います。企画財政課長から話ありましたように、地方創生臨時交付金の一覧表にある中で充当できる部分があると押さえていいということですね。分かりました。答弁は要りません。

152ページの有害物質のPCBの関係も危ないものですから、結構費用もかかりますが、処理すべきものと理解しました。それから、町道補修それから災害対策についても了解です。

154ページの教育の校内LANについては十分整備出来るということであります。問題は、家庭のIT環境が果たしてどうかという部分だと思います。例えば、今現在62局については光回線が全部行き渡っているわけで、霧多布小中高校については、今回パソコンを購入するので、すぐにでも導入する気になれば出来ると思うのですけれども、先ほど言ったように家庭環境が果たしてどうなのか。家庭にパソコンがない、それから、無線LANがないといった場合の対応をどのようにしようと思っているのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 142ページの空家の関係でございます。売却の金額で解体費用を賄えるかということでございますけれども、売却を行うのは、まず相続財産管理人ということで、私どもで金額を設定はできないというところではございますけれども、売却の1つの目安となる部分については、土地の評価額というものがございます。それで今回この被相続人の所有している土地は三筆ありまして、二筆が宅地で一筆が雑種地という形で三筆持っていますが、三筆を全部合わせても、評価額的に200万円はいかない状況でございます。見通しとしては、この解体費用をすべて賄うということは

なかなか難しいのかなと考えてございます。ただ、やはりその土地を放置そのままにして置くことは、私どもとしましては、できないと考えていますので売却をして売り先の方に管理ないし活用していただくという形になろうかと思えます。それで今のところの目途でございますけれども、隣接地に土地を持たれている方が購入しても良いよというようなお話もいただいております。相続財産管理人に対してそう話があることを伝えながら、売却をスムーズに進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 家庭でのICT環境の整備が十分に整わない場合の対応についてお答えをさせていただきます。幾つか方策を考えているのですが、まずはしっかり家庭と信頼関係を結んで、どういう対応が出来るのかということと一緒に協議していきます。その中で方法としましては、学校に配当された機器をお貸しするというのですが、御家庭にそういうことは実現可能な方策として有効な部分でございます。あと、皆が学校に来られない状況でも、近くにいるお子さんであれば、教室は三密を避ける状況ができますので、その子だけを学校に来てもらうという方法もございます。また、来られないし環境が整わないという場合は、機器だけではなくポケットWi-Fiみたいなものを予算化して、学校や町で用意して、それ自体をお貸しするという方法も検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 空家対策の関係ですけれども、評価額で判断すると200万円くらいしかないということですから、当然その解体費用とかを全額賄うということにはならないですし、ましてや相続財産管理人の方に報酬はいかないということで、町の支出になると思います。それで1300万円から例えば200万円で売れたにしても1000万円近く残るわけですが、これについては、略式代執行にかかった経費については最終的には町費で負担するということになりますよね。特定空き家に指定された家屋で持ち主もいない、相続人もいないという状況の中で判断されるわけですが、今後、そういうことが知れ渡ると、私の所も町でやってもらいたいなどが、親戚から出てくることも考えられますが、その辺の対応はいかに考えておられるでしょうか。それを聞いて終わります。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。今回は略式代執行ということで行い

ました。本来であれば略式でなくて、基本は大執行という形なのですが、大執行とは所有者がいて、その所有者が対応してくれない場合、町が強制的に執行するというもので、その経費は当然所有者に請求するというところでございます。今回の場合は、所有者も亡くなっておりまして、そして相続人の方も相続放棄をしてしまった。所有者の特定ができないという状況があり、解体する人がいない中で、やむを得ず処理をしてでございます。空き家を担当しているものとしたしまして、例えば空き家になって、所有者のいる間、あるいは相続人がいる間は助言なり指導なり、色々な働きかけをして自分で解体していただくということを強く周知をしていきたいと思っております。やはり議員おっしゃいますとおり安易に町が行うからそのままにしておこうということだけは避けたいと考えておりますので、その為のPRや周知、指導をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 簡単に2点ほどお尋ねをいたします。1点目です。1番議員からもありました、町道維持管理に要する経費のPCB処理費という250万円に関してであります。これは2つの橋梁を対象とした予算ということで、PCB処理がされた年代の橋梁で、まだ未対策の橋梁はどの程度あるのか。これPCBというのはそもそも、処理期限がもう先に見えていますので、その期間内に処理をしなければ、その対応に大変苦慮するという状況が予想されるので、未対策の橋梁があれば、考え方についてお尋ねをしていきたいと思っております。

それからもう1点です。同じページなのですが、災害対策に要する経費の需用費904万円であります。資料によりますと衛生用品段ボールベット100床と避難所用間仕切り100組の内容になってはいますが、端的に段ボールベットが最近流行になってはいますが、1床どのくらいするものなんでしょうか。ついでにその間仕切りとありますが、これはベッドと対で使うものなんでしょうか。衛生用品というのはどういうものなのか。聞くところによると、今回コロナウイルス関係でやはりマスクも備蓄しないとけないという話も聞いております。この内容についてお聞きをさせていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 152ページの町道維持管理についてお答えいたします。橋梁のPCBの関係でございますけれども、本町全体で橋梁は全部で56橋ございま

す。そのうちこの年代に架けられた橋でございますけれども、ただいまの資料を持ち合わせてございません。他にもこの年代に架かる橋は複数ございます。対応としましては、今回と同じような対応をしていかなければならないと考えております。この年代に含まれる橋梁につきましては、また後ほどお示したいと思っておりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 152ページの災害対策に要する経費でございます。需用費の消耗品の関係でございますけれども、まず段ボールベッドでございます。これにつきましては、数量が100個で1個当たり税抜1万3000円程度します。これは段ボールできた箱を並べてベッドに仕上げるというもので、完成いたしますと長さが190センチメートル、幅が90センチメートル、高さが35センチメートルのベッドになります。また、ベッドには飛沫遮断用のカバーが付いているということで、顔の部分に対して段ボールが覆い被さるようなものになってございます。続きまして避難場用の間仕切りでございますけれども、こちら100個ということで1個当たり税抜6000円でございます。これにつきましては段ボールのパーテーションという形で1個当たり、高さが145センチメートル、それで2メートル四方を囲えるものでこれが1個分ということになります。

続きまして、衛生用品の関係でございますけれども、色々ございまして、議員おっしゃいますとおりマスク、それと消毒液と使い捨て手袋、体温計、プラスチックエプロン、タオル、酒精綿、ゴミ袋、包帯、救急絆創膏、ガーゼ、サージカルテープなどを購入する予定にしております。ちなみにマスクにつきましては、これは予算計上されている部分でありますけれども、3万5000枚程度用意しようかと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 最初のPCB関係であります。あとどれくらい橋梁が残っているかということは、後ほどという話であります。ただPCB処理期限は決まっているということだけは間違いございませんので、早急に対応策を考えていただきたいと思えます。しっかりと対応していただくことを希望します。

次に災害対策の関係です。段ボールベッドと間仕切りは割と高いものという認識を改めてさせていただきました。最近、自粛が続いていまして家でテレビをよく見る機会が多くて、段ボールベッドと間仕切りに関しては、こういうものがないのではないのかと

いう色々なワイドショーで報道していて、今回の対応しようとするものが、それに見合ったものであるなど今の話を聞いて納得はいたしました。あと問題はこういうものを使用せざるを得ない状況が生まれることに対する対応策は、これから早急に検討していかなければならないだろうと思います。

本町においては、とりあえずの新型コロナウイルスに関しては、未だ出ていないということではありますが、2波3波4波があることで、色々な想定の中で更に冬にかけていきますと、通常であつてもインフルエンザ等感染症対策を考えて、万が一の時の避難を考えますと、今指定されている避難所でキャパシティが非常に問題になるのではないのでしょうか。要するに、これだけの間隔をあげなさいですとか、色々な条件が付け加えられると収容人数が限られてしまう。よって、今後はいわゆる避難場所そのものについても新たな箇所を想定していかなければならないことも考えられますので、この辺の対応は今後どのように考えておられるのか。いわゆるいざ避難といった場合、避難場所によっては、地域の自治会なり何なりに色々な御協力いただくことは当然想定をされております。そういう意味でいうと、色々な対策を今後考えて、実施されないことが一番いいのですが、実証することもこれから必要になってくると思います。3月に大雪の後の大雨によって避難指示が出た町村が管内にはあります。その時にもコロナの関係で大変苦労された話も聞いていますので、そういう部分も考えますと、本町においても真剣に今後こういうものに取り組んでいく、防災計画そのものは年度内に策定の方向はあるのかもしれませんが、防災計画とはまた別にこういうものもしっかりと確保することが必要だと思いますが、その辺に対する考え方をこの際お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。このコロナも含めた感染症の対策と避難防災の対策でございますけれども、避難所における感染症の対応につきましては幾つかの対応を考えてございます。例えば、本予算をお願いしております備蓄品を増やすとか、あるいは避難者自らが持参するものをお願いするとか、様々な対応がありますけれども、その対応の1つに避難所の対策という部分もございまして。議員おっしゃいますとおり避難所につきましては、現状では、例えば津波避難の場合は避難対象者全員を何とか収容できるだけの避難所を確保してございますけれども、コロナ対策につきましては、やはり密接密集を避けるということで非常に間隔を空けて避難しなければならない

ような状況がございます。議員おっしゃいますとおり避難所の人員が大幅に削減される状況が起こるであろうと想定されます。その対策といたしましては、現在、指定されております避難所6カ所ありますけれども、これ以外の公共施設に避難所を開設しなければならない。これは津波の場合でありますと当然浸水を逃れる公共施設を考えておりますけれども、そういう施設を避難所として活用しなければならない。あるいは、民間の施設等があれば、そちらも使用をお願いすること、あるいは一時避難であれば車の中における避難。この場合も駐車場の関係だとかエコノミー症候群といわれる対策も必要になってきますけれども、車中避難あるいは、被災を受けていない友人なり親戚なりの所に避難していただくという様々な対策を講じながら、避難所の足りない分を補っていきたいと考えてございます。それで今のところは具体的にこの避難所は何人くらい収容できるかは、また計算はしていません。今回ベッドと間仕切りを購入しましたので、ただ購入してコンテナに積み上げおくだけではなく、実際にそれを避難所に広げてみて実際のくらい入るのか実証も必要なのかなと、議員おっしゃるとおりそういう部分も必要なのかなと考えてございます。今回段ボールベッドと間仕切りを購入後に対策等も打っていきたいと思います。また当然これは役場の防災対策だけではできませんので、やはり地域の方にも当然お願いしてコロナ対策における避難所のあり方についての認識も共有していただきたい。そういう実証の場にもできれば参加していただけるように取り組みを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今室長から色々なことをこれから考えていかなければいけないというお話でしたが、住民の協力も必要でしょうし、実際、段ボールベッドをどうやって積み上げるのかも、やはり多くの人達がそれをきっちりと認識している状況を普段から作っておくことが1番大事でありまして、職員はもちろんでありますが、やはり多くの機会を捉えてそういう実証実験をやると、これはもう今全国的に各市町村で取り組まれていることでもありますので、こういうものを購入する機会にして、やはり住民との協力関係を構築する上でも必要なもので、今後しっかりとスケジュールを組んで、実施をしていっていただきたいと思っておりますので、理事者は覚悟をしっかりと示していただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。以前も議員の

方から実証訓練すべきという話がありましたけれども、今回ベッドと間仕切りをまだ組み立てる仕組みも分からないまま購入しようとしていますので、地区の自治会の協力も得ながら実証訓練を行っていく予定でありますので、御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 152ページの橋梁のPCBの関係でございます。PCBの期限でございますけれども、令和5年度まででございます。該当する橋が、今回する2橋とその他にあと2橋ございます。その2橋につきましては、5年期限内で同じような処理をしていきたいと思っておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） 152ページの商工振興に要する経費です。これが、全員協議会で理事者側から提案され我々も賛同し、昨日も町長が言っていたように1番今困っている町民に充てることでとても喜ばれているお金と思います。ただあの時点で我々水産業界は、結果が出てないといいますか、ホッキ貝にしても操業中でした。12カ月1年間の間でやるとすれば可能なのかと思います。例えば今回、ホッキ貝の漁が全部終了したとは言えず、7割で終了したわけです。それで昨日町長が、水産関係の水揚げだけで36%減とおっしゃいましたが、この商工でやった制度であれば30%減で対象になります。ホッキの鎌掘漁業それと、沖合の灯台ツブは散布は行いましたが浜中は休業しました。ホッキの鎌掘は大した金額にはなりません、その漁業をやると2~30万円の収入があるのですが、それが0円になります。灯台ツブ、真ツブ、沖合ツブも当然休業ですから0円です。国の一次補正は行われ、二次補正が衆議院を通過して、明日あたり国の方も制度ができるのではないかと思います。そういう中で、この商工を行った時は、あの時点では町が代替払いと言いますか、先に払い今回補正で入っていたということで、一般財源から国の4300万円に切り替わっていますが、二次補正で漁業も対象になるものが出るのかどうか。それがまず1点目の質問です。

それと防災関連のベッド関係を今9番議員が、聞いて下さいましたので、次にいきます。

154ページの小学校、中学校のタブレットですが、昨日教育長は、はっきりとこれから先の教育方針としてオンライン授業をやりたいと言いましてコロナが3波4波と起きてくると思いますが、そういう中で今1番議員からもありましたが、情報格差が今回、小学校・中学校と全児童にあたるようにタブレット端末を購入しますが、学校内で

使うには情報格差がないですが、ただ、家庭ですと光回線を引いている又は引いていないという格差が出てきます。それと、高校は全部が揃っているネットも入っているのですが、高校は予算に入ってこなかったのでしょうか。その3点、質問します。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 152ページに関連してのコロナウイルスの関係についてお答え申し上げます。新型コロナウイルスよるこの時点での漁業への影響は魚介類の価格安もあり、ウニの自主規制制限やホッキ貝の漁期短縮など自主制限の業種もあり、消費者の需要の減少による影響を受ける結果となっております。また先ほど議員おっしゃいましたとおり、ホッキの鎌掘やツブが休漁になっているということは承知しております。このことなどから漁協の方に出向きまして、御相談させていただきました。その時にはまだ結果が出てないということ、あとは昆布への影響が1番ではないかと想定されておりまして、国の持続化給付金につきましても1月末までの1回きりの申請となっておりますので、漁協としても少し様子を見たいと伺っておりますので、今後の状況につきましては、色々なことを検討いたしまして給付金等を考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議案書154ページの教育用パソコン整備に要する経費に関連してGIGAスクール構想が進んでいった時にデジタル格差の対応でございますが、非常にそこは大事に考えていかななくてはならないところだと認識しておりまして、先ほど御回答させていただいた中にもあったのですけれども、家庭と連携しながら学校に配当されたデバイス等を必要に応じて御家庭にお貸しして、家庭におけるデジタル格差が起こらないようにしていくということは当然やってまいります。併せて子供たち自身がデジタルに関連する機器ですとかICTの環境を使いこなせる能力を高めていくことによって、その格差が子供たちの将来において、悪い影響を及ぼさないように、子供たち自身が自分たちで機器を使いこなす情報処理能力を高めていくような指導を学校で充実させていくということを考えております。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） ただいまの霧多布高校の導入の質問につきましてお答えします。今回は小中学校優先して1人1台端末の整備を実施することから道立高等学校におきましては、今後先進事例を収集するなどして、1人1台のパソコンを活用した授

業のあり方を検討して活用し、事業モデル等を作成するとともに、クラウドを活用して指導案や教材を教員間で共有しながら準備して、それで普及に努めてこの活用の充実を図っていきたいということです。今後の予定ですが、3年から4年の間で全道立高校併せて取り組んでいくことになっておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○8番（三上浅雄君） 水産の方はこれから組合からまた改めて出てくると思います。それと小学校中学校の事です、孫に小学校1年生がいますが本当に機械に慣れていまして自分でタブレットを持ってユーチューブの動画を見ているので、子供たちはすぐに慣れると思います。ただ慣れる環境にある子供とできない子供の格差が1番心配されることでそのカバーをしっかりしていかなければと思います。高校は、これから3年から4年をかけて全道の高校で行っていくということで、分かりました。問題はないです。

○議長（波岡玄智君） 申し上げますけれども、質疑に徹するという事ですから、次の質疑がない場合はそれを反復してまた自分の感想を述べると言ったようなことは、議会運営上必ずしも好ましいことではないので、質疑がない時はそのまま結構だと思っております。次に進ませていただきたいと思います。

5 番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 3点ほど質問したいと思います。まず1点目は、142ページの総務費の地域振興で一般コミュニティー事業助成金250万円です。先ほど、企画財政課長の説明では、暮帰別町内会にということで、お祭りの色々な用具とかを揃えるということなのですが、自分の住んでいる地区なのですが、今、ここに来て初めて分かった内容について説明していただきたいと思います。

次に、同じページのひとり親家庭生活支援給付に要する経費ということで、600万円ですが、これは子供が何歳になった時点でひとり親家庭というのは切れるものなのか。そのひとり親家庭で、補助金を支給される資格のある家庭はどのような家庭なのかということを説明していただきたいと思います。

それから、併せて144ページの子育て世帯臨時特別交付金に要する経費です。ここでも、620世帯に620万円の交付金を準備していますが、これもひとり親家庭と同じ家庭がその対象になっているのかどうか、それとも違う部分なのか説明していただきたいと思います。

そして、前回、定額給付ということで全国民に1人10万円のお金が給付されて、これもひとり親家庭とか、あるいは生活が大変な家庭でとても喜ばれました。引き続き、こういったものが出てくると大変助かると思います。町がこういう時期にこのお金を支援してくれるのはとても有難いことなのです。それで、やはり今後こういう家庭の生活状況を見ながら要求に応じていくような、これは町独自ではなかなか難しいと思うのですけれども、国がきちんと用意してくれたら、すぐ取り組めるような状況になると思うので、そういう声を北海道なり国なりに上げて、引き続きやってもらうような制度になるように努力していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

最後は教育関係です。154ページ小学校中学校のタブレットを子供たちに持たせて授業をするということで、こういった予算をつけてこれから進めようとしていることについて、教師がこの機器を十分に使いこなせるかどうかは、なかなかそうはなっていないと思うのです。それには、国や町や道がこういうタブレットを使つての授業の研修会が、毎年開かれてこういう講座に何回出席するとか、そういう事が準備されているの取組みになっているのでしょうか。そういう教育の体制がすべての教員に備わるような形で現場の教育がなされているのかもお聞きしたいです。私の家のことを言えば、子供が育つときにテレビは全部外しました。それが今息子はIT関連の社長をやっていますが、子供にはスマートフォンとかそういうのは、自分が働くようになってからでないと持たせない。理由は、持ったからといってそれが人生に本当に役に立つかと言えば役に立たない。やはり自分の生きる力というのは、機械に頼るのでなくて、色々な経験から備わってくるもので、備わった後での機械の活用というのは、今社会の流れだからそうだと思います。これに関して、評価が9教科ありますけれども、タブレットを使う教科というのは、すべての教科で実施されるのか。そして、タブレットを利用して、色々な評価項目ありますが、その評価項目は、タブレットと関連して評価するのかしないのか。その辺のところも説明していただきたいなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私の方から142ページ振興費の一般コミュニティー事業助成金250万円について御答弁申し上げます。今回の250万円につきましては、補足説明でも若干申し上げましたけれども、暮帰別町内会のお祭り用品の購入に係るものでございます。用品の内訳ですけれども、山車の架装骨組みで車の架装骨組みとそれと提灯200個と着物20着と子供半纏15着、合わせて280万円ほどの地域からの

御要望がございまして、その分に対する250万円という事で御理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 142ページ民生費のひとり親家庭等生活支援給付に要する経費の600万円の内容ですけれども、制度の内容を説明させていただきたいと思います。

この度のひとり親家庭等生活支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり家庭等への生活支援で町独自の給付金です。これについては、臨時交付金を財源として対応させていただいております。ひとり親家庭につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、緊急事態宣言による感染症対策により、学校等の臨時休校や保護者の就労環境の悪化により日常生活に経済的・精神的な影響を受けているということで、ひとり親家庭の生活支援をするべきということで、町独自の緊急支援として、ひとり親家庭等生活支援給付金を支給する事といたしました。ひとり親家庭1世帯当たり10万円の一律支給ということで、お尋ねのひとり親家庭の児童の対象年齢の話ですけれども、高校卒業見込み、俗にいう18歳を迎えた年度末ということになっております。18歳までのお子さんをお持ちのひとり親家庭ということでありましても、詳しく言いますと今年3月まで高校に在籍していた方につきましては、4月に就職や進学をした場合でも今回は対象になります。3月まで高校生の方は対象にするということで、5月1日現在、受給者のお母さんやお父さんがおられれば、今回の対象にしておりまして合計60世帯で600万円の予算計上をさせていただいております。今回の補正が議決後に、対象世帯の60世帯についてはご案内させていただく形になりますので、その後に支給事務をスムーズに行いたいと思いますが、口座等の確認もありますので7月になるのではないかと現在考えております。

続きまして、144ページの子育て世帯臨時特別給付金交付に要する経費の補助金の620万円ですが、これは国の制度です。内容を申し上げますと、今回の新型コロナウイルス感染症対策による影響を受けている子育て世帯の生活を支援するとして、児童手当の受給者の方に子育て世帯臨時特別給付金を支給するとしております。この分については全額、国費の補助になっております。既に対象児につきましては、平成16年4月2日から令和2年3月31日までの児童を養育する保護者の方で、児童手当を受けている方ということになります。3月時点まで中学生につきましても支給するということになっ

ております。この分については、国の交付金一次補正で既に確定しておりますので、議決はまだされていませんが、実はもう5月15日に対象者の方に周知させていただいております。議決後に事務手続きを進めていきますが、制度的に辞退もできる形になっているものですから、辞退を受け付ける期間も設けさせてもらっています。5月29日までに辞退の期日を設定しておりますけれども、この期日までには届出はありませんでしたので、対象となる293世帯521人分の支給の事務を議決後から進めるという形になります。その他に今回620万円ですけれども、実は公務員の児童手当につきましては、町で出していないで、それぞれの事業主が出していますのでだれが児童手当を幾ら貰って何人扶養しているかは把握しておりませんので、その方々については事業主から児童手当を何人分もらっているかという証明をもらったうえで町に申請していただいて、町の方から1人1万円を支給するというのでこちらは申請主義です。町の方で児童手当もらっている方については、町で確認できますので、先ほどお話ししましたけれども、辞退者はいませんので皆さん出すという形で事務処理を進めていきます。今回は公務員分と合わせて、620万円を支給ということで予算計上させていただいています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 154ページの教育用パソコン整備に要する経費に関わる御質問に回答申し上げます。議員がおっしゃられましたとおり、児童生徒にパソコン機器を配布するにあたっては、先生方がそれを使いこなせるかどうかは重要な要件でございます。当然、先生方がそれを使えるようになるための研修等は充実して揃えていかねばなりませんので、そのことについては北海道も本町においてもやっております。ちなみに本町においては5月に関連の研修を3回行いました。今後も夏と冬に1回ずつ、計2回の授業づくりの研修を行う予定を考えているところでございます。

次に、児童生徒が機器を使う教科でございますが、基本的には全教科で活用することを考えております。ただ、常にパソコンだけを使っているわけではなく、当然教科書を本として読む時間もございますし、鉛筆とノート持って書く時間もございます。パソコンの有効性が特に発揮される場面で有効に活用していく考え方でございます。

最後に評価のことでございます。これにつきましては、パソコンやタブレットを使うことが決して目的ではありません。あくまでツールとして各教科の狙いを児童生徒に達成させることがその目的でございますので、評価についてそのタブレット使えるから良

い評価がもらえるとか直接的に結びつくものではないと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 継続した給付の関係ですが、やはり1番困っている世帯の方にこの給付金を今回は町独自でひとり親家庭に特化してやりましたけれども、国の二次補正でもひとり親家庭の支援が今国の方で、予算審議されております。そういった部分も総体的に見ながら、どの世帯に今後二次補正の分を含めて独自のものができるのか。また制度的にどういうものが良いのかを調査しながら検討が必要かなと思います。いずれにしてもコロナで影響を受けて生活的に支援を必要としている対象者がどこにいるのかに重点を置いて、給付等の支援を考えていかなければならないと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

○7番（成田良雄君） それでは2点ほど質問します。152ページの、消防費の消耗品費でございますけれども、今回の臨時交付金を100%充当し購入する予定でございますけれども、やはり早期に設置完了していくことが大事かなと思いますので、いつごろまでに設置完了予定なのか。これをお聞きしたいと思います。また保管場所は6カ所ですけれども、この数だけではやはり足りないと思います。今後この不足分については計画していかなければならないと思いますので、どのように考えているのか御答弁をお願いしたいと思います。

次に154ページのこれも重なりますけれども、肝心なところが質問されておられますので、僕の方から質問します。ネットワーク整備工事、またパソコンの導入ということでございます。企画財政課長から数や学校の工事の説明ありましたけれども、担当課からこのネットワーク整備の工事時期はいつなのか、またいつ完了する予定なのか。パソコンにおいても、いつまでに購入予定なのか、御答弁願いたいと思います。またこの度の臨時交付金で、教員用のパソコンも購入予定で計上されておりますけれども、このことについても数量そして購入完了予定日を回答願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案152ページの防災対策に要する経費でございます。まず今回購入する消耗品の関係の購入の時期でございますけれども、今の所はいつとは決まっております。できればこの予算が付き次第、早急に発注をかけていきたいと

考えますけれども、実はコンテナですが茶内の方は設置できると思うのですけれども、防災広場の方に設置する場合は、現在工事を実施しておりますので、コンテナが設置されて、そして備品を収納していくという形になりますので、そこら辺を見極めながら購入をしていきたいと考えてございます。

今回の購入の数ですけれども、ある程度必要な数を私どもの方で計算し検討しながら数を決めて、予算計上させていてでございます。確かにトイレの関係とか含めて十分な数ではないと思っています。それぞれ施設ごとに予定されている収容人数等もございしますので、その部分も見極めながら、今後不足する消耗品については追加をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 154ページのパソコンの関係でございます。ネット工事の期限でございますが、パソコンの納入と併せてお答えいたしますと、実は、このネットワークの工事また、パソコンの納入につきましては、全国一律に動き出しております。その為ネットの校内の工事につきましても、充電式の収納ボックス等の設置とかもありまして、あとパソコンを本町におきましても400台以上ですが、他町村もそれぞれの児童生徒に合った台数を入れますので、予算が通りましたら速やかに、発注をかけていきますが、全国一律ですので今年度中になるか、もしかしたら年度を跨ぐかもしれない状況でございます。その辺りは一つ御理解をお願いしたいと思います。それと、教員用のパソコンの内訳なのですが、基本的には各クラスに1台ずつ考えてございます。もちろん小学校につきましても担任先生が決まっていますのでクラス1台です。中学校につきましても、教科担任が別々におりますけれども、各教室に1台ずつ先生の端末があれば、活用できますのでそれぞれのクラスごとに1台ずつで設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

○7番（成田良雄君） 152ページの件でございますけれども、いつコロナに関わらず災害があるわかりませんので、できるだけ早急に手配できればしていただきたいなと思います。また、ベッドも間仕切りも100組では足りません。特に老人の方が優先して避難場所で使われると思いますけれども、出来るだけ多く計算して購入ということですが、1カ所当たり6カ所の避難場所では15個しかありません。それは到底足りませんので、どうか今後明確に購入計画を立てて購入してもらいたいと思います。この消防

費の件については了解しました。

あと154ページでございますけれども、ネットワーク整備工事、またパソコン工事、また教員用のパソコンを購入するというところでございますけれども、全国的にネットワークを使いオンライン授業、または対面授業が計画されておりますけれども、これだけの機器では不足だと思います。例えば、今後、電子黒板なり色々な機器も備えなければ100%のオンライン授業や対面授業が出来ないと思いますけれども、今後どのようなものが必要でどのような購入計画をしていくのか、その点だけ御答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 154ページ、教育用パソコン整備に要する経費に係る御質問にお答えいたします。児童生徒に配布するパソコンの種類なのですけれども、今考えているものは2-in-1と呼ばれる画面がタブレットになっていて、キーボード付いていて取り外しが出来るものでございます。これの良さは一般のパソコンのように打ち込んだりすることもできます。また取り外して校外に持って行って写真を撮ったり、動画を見たり、そういうことができる良さがございますので、かなり汎用性の高いものを選ぶ考えでおります。そういったことが、議員おっしゃられました不足のものがあれば対応していくということに繋がっていくのかなというふうに考えております。

併せて、教室の電子黒板の件につきましては、数字ははっきりしないのですけれども、ほぼ全部の学校の全部の学級にデジタルテレビを今入れております。併せて、デジタルテレビに繋ぐ実物投影機という機械を繋いで、それが例えば子供たちのノートをその下にかざすと大きな画像になって出てくるようなICT機器でございます。今現状あるもの十分活用した上で不足なものが出てくればその都度対応していくという方向性を持っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 152ページの商工振興に要する経費の中で、新型コロナ感染症等対策事業継続補助1677万9000円に関しまして、御質問をさせていただきたいと思っております。昨日も専決処分で報告されていますが、町内の商工業者にいち早く支援体制をとって、4月中旬には給付が始まり、6月には法人16件、個人事業者39件に給付金が給付されるというスピード感のある対応でありました。私も民宿とスナックの方々から有難かった、助かりましたという声を聞いております。6月から全国で

は要請が解除をされておりますが、第2波第3波の感染を考えれば、普通の生活に戻るのはまだ程遠い気がしております。やはりワクチン治療薬が開発されなければ本当の収束にはならないと思っております。観光面でも、イベントが中止されておりますし、また地方の往来自粛もある中で、長期化の予想があります。そういう中では、商工業の方々もこれからまた大変な状況が続くのだろうと思っております。民宿も含めてそうでありますが、スナックもカラオケのリース料とか借家や貸しビルなどの家賃が月10万円かかるという話も伺っております。また、外食産業とかインバウンドの落ち込みで、漁業の生産物である魚介類が2割から3割の価格安となっております。先ほど8番議員からも漁業の現状、また、水産課長からもお話がありました。漁業の場合昨年の秋サケが記録的な不漁ということであって、そのような影響もあり、また漁業資源の減少もあり大変漁業者も落ち込みが激しく消耗しているという現実にあります。このように漁業も体力が落ちている中で現在コロナ禍でありますから、漁業も大変な状態にありますので、これから本格的なコンブ漁も始まっていきますが、その価格もどうなのかという不安もあります。昨日同僚議員からも町長、副町長に御質問がありましてコロナ対策第2弾は状況を見ながら効果的な対策を考えると前向きなご答弁がありました。是非ともインパクトのある、また困窮している方々に寄り添った支援をしていただきたいと思いますと思っております。このことに対しまして、再度御答弁をいただければと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。先ほど8番議員さんにもお答えしましたが、給付金だと思います。現在、先ほども言いましたけれども、漁協とお話しさせていただいている中では、まずは昆布の状況を見てからということ、また国の給付金もございまして。先ほども言いましたけれども、この給付金については課税対象となります。1年間を通して漁業の所得が同じ水準であれば、その100万円につきましても税金がかかるということになります。漁業につきましても、1年間を通しての水揚げと養殖ウニ等は出荷はしていませんけれども、海の中にはまだ生産できる水揚げすればお金になることもありますので、そういうことも含めまして、色々なことを考えながら検討させていただき、今後の給付金等を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 出来ることであれば、漁業の方にも目を向けていただけて欲しいと思っております。コロナの人数を毎日テレビで見て、札幌の感染者数に一喜一憂し

ているところであります。浜中町はお陰様で1人も感染者が出ておりません。最も心配しておりました介護施設、医療施設からの感染者が出ませんでした。介護、医療現場を預かる介護士、看護師、そしてスタッフの方々に本当に感謝をしたいなと思っています。携わる従事者の方々は日々感染不安と緊張の連続だと思っています。これからもまた続きます。特に介護現場は、御存じと思いますが無防備な、かつ高齢者でありますので、死に直結するような施設もあります。携わっている方々は、職場または家庭においても感染不安の緊張と重圧に耐えて頑張っているのだと思っています。そういう視点からできることであれば、その方々に特別手当を支給して欲しいと思っています。それから5月から無症状者でも希望があればPCR検査を受けられるようになりました。この介護、看護に従事している方々がもし希望するのであれば、PCR検査を受けさせなければならぬと思っています。感染者の内4割の方が無症状者から感染したというデータもありますので、できればその方々にPCR検査をやっていただきたいと思えます。また時間的にあまり掛からないと思いますが、抗体検査は保険対象外のように、1人9000円からということでもあります。これは割と早い時間ですぐ出るということでもありますので、PCR検査方も含めて町からの助成で検査を受けさせていただきたいと思えます。以上2点でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 介護医療現場におけるウイルス対策、特に介護現場におきましては、高齢者の方が感染すると重症化しやすいということで、介護に携わる方についても日常的に感染予防の対策、外で市中感染して持ち込むということがあるので、かなり気を使っています。札幌市近郊でもクラスターが発生して大きな被害になって患者が多くなっている実状です。国や道ではこれからPCR検査を拡大しながら受けやすい体制にしていくところです。PCR検査は直接保健所を通しての手続き後、実施機関が釧路管内では今の所はっきり明示されていません。その辺の整備もこれから北海道の方でやっていくと思えますけれども、疑われる場合の対応で、保健所に相談という形になっておりますけれども、情報を介護施設の方には随時提供しています。抗体検査の有効性も含めてですけれども、情報提供はしていきたいなと思っています。あと検査の費用の助成等についてはどれくらい費用が掛かるのかと実施期間もありますので、その辺は調べさせていただきたいなと思えます。あと手当てですけれども、国から医療従事者に対する支援が、補正の中で出てきてはいますけれども、個別に町で直接支援を

するというのは難しいかなと思います。実際、野いちごさんの話で言いますと、事業費の中で補助をしていますので翌年度以降その中で、例えば特勤手当とかをこういう場合は付けるなどそのようなお話があった場合には、相談には乗っていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 今、国で第二次の補正予算が始まっておりますが、その中でコロナに使えるような交付税がまた出るという話も伺っていますので、浜中町も第2弾の町民に対する支援対策を考えれば、この介護医療現場に携わっている方々に、支援が必要と思っています。札幌辺りでもそうですけれども、感染された病院の看護師には支援を国の方でという話をもしていますけれども、我々一般の町民が生活するレベルとは桁違いの神経を使った、気を使った生活だと思っています。その方々に対する慰労はやはり考えるべきだと私は思っております。PCR検査ですが、調べてみますと検査可能な医療機関であれば1万5000円の3割負担4500円でできるようであります。出来る事であれば、第2弾でそういう支援体制を作っていただきたいなと思います。再度御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。昨日も1番議員からも町としての第2弾の支援はどうかという話も出ましたけれども、昨日も、今町民が1番何を望んでいるのかということを第一に考えまして、即効性の高い支援をしていきたいと述べましたが、今議員おっしゃいました介護現場や医療現場におきまして大変苦勞されて従事されていることを鑑みますと、色々な場面を含めまして、二次補正の行方を見ながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まず、142ページ国民年金事務に要する経費の負担金7万7000円でございます。これはシステム改修ということだったので、多分コロナには関係ないと思っておりますので、今回システム改修対象の事業について説明いただきたいと思っております。

それと、先ほどから出ています60世帯へ10万円という町独自の支援策でありました。それで、多分、国の二次補正後になるのだらうと思うのですけれども、国としてもひとり親世帯臨時特別給付金制度が創設されるものと思っております。これは、子育て

世帯ですけれども、扶養手当を受けている世帯に対しての支援策と理解するのですけれども、今現在まだ町には来てないと理解していいのか。今後來た場合、当然これも申請制度でありますので、しっかりその対象世帯については申請手続をして実施していく考え方でいいのか、確かめておきます。

次に国の事業の子育て世帯臨時給付金1万円ですが、620世帯という説明だったと思うのですが、620人ですよ。1人1万円という捉え方でいいのだと思うのですけれども、その確認をしておきます。

それと、144ページの放課後児童クラブに要する経費です。1番議員からの質疑で備品費については了解いたしました。それで、今後児童クラブを運営していく上で施設ですが、農業者トレーニングセンターの控室と言いますか、運動器具が入っていた部屋を利用すると思うのですけれども、両側窓を開閉するような仕組みにはなっていなかったと思うのですが、その中で換気の対策は大丈夫なのかという心配があります。換気扇等は当然付いているのだらうと思うのですけれども、果たしてそれで換気が保たれるのかどうか。霧多布の場合は小学校の空き教室を利用しているということで、当然窓を開閉することで換気が図れるでしょうけれども、それを確認させていただきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。何回も言うけれども、確認でなく質疑になるようにひとつ配慮願います。

○2番（田甫哲朗君） 148ページのその他農業行政に要する経費、先ほどの説明で小中高校への牛乳券の贈答ということだったのですが、確かこれは既に配られていますよね。今回出てきたのはまた別かと思ったのですけれども、先ほど小中高ということでしたが、これは予算が後付けで出てきたことになるのだらうと思うのですけれども、これは事前補正なり専決なりで実施出来たものかと思えます。要は、再度交付するという意味ではなく、もう既に交付されていると理解していいのかどうか。

それと、152ページ町道維持管理に要する経費の橋梁の関係で、先ほど質問で理解は出来たのですけれども、丸佐橋に関して前回は2カ月から3カ月くらいの期間通行止にして、大々的な工事をされていたと思うのです。今回、丸佐橋、秩父内橋、熊牛の橋はいずれもこれから農繁期になって使う道路になるわけですけれども、通行止めをしないで出来る工事なのか。又、工事期間についてお尋ねいたします。

次に154ページ教育パソコンは理解しましたのでいいです。高校管理運営に要する

経費の費用弁償です。当初確か、2万4000円で、これは会計年度任用職員に対する交通費と理解しているのですけれども、当初で見られなかったのか。約3倍になるのですけれども、単純に回数が増えたのか。それとも人が増えたのか。増えたのであれば、その要因等についてもお尋ねいたします。以上お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 142ページ国民年金事務員に要する経費の負担金補助及び交付金、道自治体情報システム協議会負担金7万7000円の関係についてお答え申し上げます。こちらにつきましては、今年度追加で行われる国民年金システムの改修に係る費用分となっております。内容といたしましては、現行の本町の国民年金システムですけれども、システム協議会のWEB TOWNで運用しています。例えばその年金生活者支援給付金と連動しまして、所得状況届の必要事項の記入が可能となるようにしたり、所得情報等の提供において介護保険等の基礎年金番号システム上活用することができるような改修をする内容となっております。こちら7万7000円ですけれども、北海道自治体情報システム協議会28団体ありまして、合計で改修費用215万6000円を28で割りますと、1団体当たり7万7000円の負担金となります。費用につきましては、国の基礎年金事務委託金で100%充当されるという形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 142ページ、ひとり親家庭等生活支援給付金に関する質問にお答えいたします。この度の町独自の支援金、ひとり親家庭1世帯10万円の支給についてですけれども、基本的には児童扶養手当を受給している世帯なのですけれども、実は所得超過で全額支給停止になっている世帯もありまして、その世帯についても今回は支給することにしております。

また、ひとり親家庭でも、所得超過ため児童扶養手当を初めから申請していない家庭もあります。ひとり親家庭等の医療費の受給と突合した結果、そういう世帯が10世帯ありました。その方々もひとり親家庭で負担があるということで、児童扶養手当の情報がありませんので、申請をしていただいた後に支給しようと考えています。あと残り50世帯なのですけれども、児童扶養手当の現況の情報を持っておりますので、この方々については同じく支給の御案内と辞退届を同封して、意思確認をした上で補正後、7月に入ると思うのですけれども、支給事務を進めていきたいと考えております。

それと今回は、地方創生臨時交付金を活用していくことになり、一次補正後に事業計画を作った時に、ひとり親家庭を優先するべきということで、町独自で10万円の給付を決定しました。国の二次補正の中で議員おっしゃるとおり、ひとり親家庭、児童扶養手当を貰っている家庭なのですけれども、この方々に1世帯5万円。これは低所得者対策なので、児童扶養手当が支給停止になっている方は対象になりません。実際に貰っている人だけになりますので、先ほど言った10世帯は対象外になります。児童扶養手当は町村ではなく福祉事務所なり、北海道から直接支給されるという形になります。現状、関係の広報等や届け出、支給に関する事は私達で行っておりますので、その届け出の際に、この児童扶養手当を貰っている方に御案内させていただきます。国の予定では二次補正が通った後になりますので、8月認定後に9月以降の支給、実際児童扶養手当の支給月を見ますと10月以降に支給されるのではないかと考えております。

それと145ページの子育て世帯臨時特別給付金に要する経費は、児童1人1万円で620人分ということになります。世帯でいきますと児童手当を町から支給している293世帯、521人プラス、公務員関係ですけれども、役場職員、消防職員を中心に38世帯、60人の申請が6月5日現在ありますので、合計しますと581人分は現在確定しています。この後出てくるのは、道職員と教員と警察官等は事業主の証明を貰って申請していただく形になります。申請期間は3カ月ありますので、期間内に来た時点で、支給決定になると思います。基本的にホームページに掲載させていただいているのですけれども、所属長から直接案内が行って証明をもらって町に申請する形になります。あと、町内の公務員関係につきましては、すべて支給申請済みとなっております。

それと、144ページの放課後児童クラブの運営に要する経費の3密の話ですけれども、茶内農業者トレーニングセンターにつきましては、あそこはトレーニング室なので窓ありません。大型の換気扇が2機付いて常時回しております。入り口を定期的に分けて開けることを指導員とはお話していますし、こまめな消毒も含めてやっております。6月1日以降学校が始まったことで人数が増えています。全員で31人利用者がいますけれども、20人近くになったりしていますので、実は2階の和室が空いている時は、コロナ対策として密にならないように分けて対応もさせていただいております。やはりこまめな消毒あと室内使った後の消毒とかもかなり念入りやっております。検温等の対策も来る時にしておりますし、家庭と連携しながら感染症対策に努めているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 148ページその他農業行政事務に要する経費の46万5000円の補正について御説明いたします。議員より御質問ありました、なぜ専決処分しなかったのかにつきましては、後ほど企画財政課長から説明していただきます。牛乳券の贈答券配布に至った経過につきまして、御説明申し上げたいと思います。まず、昨日の町長の行政報告でありましたとおり、コロナ禍において牛乳の消費需給調整がありました。緊急事態宣言後に全国小中学校の休校に伴い学校給食の停止、それから飲食店の休業、各種イベントの中止、海外からの渡航禁止によるインバウンド業界の減少等の様々な場面で生乳乳製品の消費が非常に大きく落ち込みました。北海道の牛乳につきましては、本州に輸送をしまして、本州向けの学校給食分が止まってしまい行き場が無くなるということで、北海道内でも牛乳の処理について大変混乱が生じて、大手乳業メーカーにおいては、脱脂粉乳やバター等の加工品にして凌いできた状況でありました。本町の学校においても非常に休校期間が長かったので、子供たちの体力の低下が非常に心配されておりまして、何とかうちの牛乳が役に立たないかということで、北海道知事がいち早く声を出していただいたこともありました。何とかこの釧路地域でもこのような取り組みを是非やっていきたいという思いで、牛乳の贈答券という答えが良かったかどうか分からないのですけれども、何とか子供たちに自粛期間中に牛乳を多く飲んでいただきたいという思いがあって取り組んだ事業であります。

この予算につきましては、既定予算がございましたので、なるべくスピード感を持ってやりたいということもありました。分散登校が始まった18日に合わせ牛乳券の準備をいたしまして、既定予算を使わせていただきながら牛乳券の配布をしたということで、この流用の戻入の予算ということで処理させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 予算の専決処分等の関係でございますけれども、令和2年度の一般会計予算ですけれども、4月の内に既に3回の専決処分をお願いさせていただいたところでございます。さらに、今課長が申し上げましたとおり、今回の取り組みにつきましては本町のみならず管内でということがありましたし、学校休業の間ということもございました。それで既定予算を流用し対応させていただいたところでございます。

さらに仮の話ですけれども、46万5000円だけの専決処分になってしまいますの

で、対応出来る手持ちの予算がありましたので、流用させていただきました。例えばですけれども、桁が1桁2桁違うということになれば、当然、4回目の専決処分をお願いしなければいけなかったのかと思いますけれども、本来予算補正につきましては臨時議会をお願いするというのが筋でございますし、それで議会を開催することが不可能であれば、専決処分をお願いするということがルールだと思いますので、今回の場合は既定の予算を使わせていただいたことで御理解いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 112ページ町道維持管理に要する経費についてお答えいたします。実は工期についてはまだ正式に決定はしてございませんけれども、今の段階で予定としましては、丸佐橋と秩父内橋については7月ないし8月に発注していきたいと思っています。工期につきましては年内いっぱいと考えてございます。内容については橋の下の部分の工事になりますので、この2橋の通行止めはございません。友交橋につきましては、去年行った丸佐橋と同じような工事ですので、こちらに関しては通行止めさせていただくことになるかと思っております。工期につきましては、こちらは10月から11月ぐらいから2月末ぐらいを目途に考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 154ページ高校管理運営に要する経費の旅費費用弁償についてお答えします。当初パートタイム会計年度任用職員の費用弁償として2万4000円、これは施設管理人分を計上していました。今まで一般事務の職員が新川地区から1名来ていたのですけれども、配置異動がありまして新年度から茶内地区から来ていますのでその分不足が生じるということで7万3000円の追加補正をしています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 142、ページ年金事務に要する経費ですが、理解はしたのですれども1つ心配なのが、年金生活者で年金額が低い等の理由で生活に困窮する世帯に給付金を配るといような事業も多分出てくるのだと思うのですけれども、コロナには関係なしの、要するに消費税アップに係る事業だと思うのですけれども、これはシステム管理上のものにもなってくるかと思うのですけれども、要するに年金事務所から個人に通知なりが来るのだと思います。それを高齢者の方が見て申請しないと給付されない内容だと思うのですけれども、その場合の対応というのは、町の方で把握できるの

かどうか伺いたいと思います。

それと148ページ、数字だけですので教えていただきたいと思います。漁業後継者就業交付金100万円ですが当初、18名分で1080万円。今回100万円の増なのですが、実績によるものということで、多分人数が増えたのだらうと思うのですけれども、今回増えた人数と当初から漁業後継者就業交付金制度の利用が多いということで大変良い事と思うのですけれども、トータルで現在この制度を利用されている人数が分かればお知らせいただきたいと思います。以上、お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。年金生活者支援給付金につきましては、昨年度から創設された制度でございます。これまではシステム上の管理にはなってございません。窓口におきましては例えば、年金事務所から直接本人に申請してくださいという通知が行きまして、それをそのまま年金事務所にも送ってもいいのですけれども、それを例えば市町村の窓口を持って来ていただいた時には、役場の方から年金事務所の方に送らせていただくということで、これまで取り組んできたところでございます。今後、年金生活者支援給付金のすべてを町が把握するというにはならないのですけれども、この国民年金システムと連動させまして、先ほどお話したとおりに、今後出てくる所得状況の届出等も必要になってくるものですから、システムの中で連動させて見られるように対応していくための改修となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。総数になりますけれども、20名になります。当初、3名のところ今年度3名増えております。漁業研修所が今回はいけませんので、その半年分2名増えています。それと2名が受給出来ないこととなりましたので、その分を差し引きまして100万円ということで、今回の補正後の予算が1180万円となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 答弁の中で気になったのが、その受給出来なくなった方が2名とおっしゃいましたけれども、例えば1年目受給されていた方の内2名が受給出来なくなったということは後継されないということになってしまったのか。その内容等が分かれば簡単でいいので、お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。その2名の内1名につきましては、税金の滞納がございまして受給資格が得られなかったためです。もう1名につきましては、今議員おっしゃいましたとおり漁業を2年間やったのですけれども、違う所に一回行ってみたいということから札幌に就職しまして1名減であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 教育費で1点お伺いします。小中学校教育用パソコン整備に要する経費で計上されているのは、インフラと端末の代金かと思います。ITの関係にもウイルスやスパムですとかがありますので、端末にも病原菌とかという対策が必要と思います。あらかじめ購入したソフトにアプリとか対策がされているかどうかお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 今業者と色々な話を情報共有しているところですが、その話の中では購入する予定の2-in-1のデバイスに載せるOSについてすでにウイルス対策が万全になされているという条件で購入を検討しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 11番中山議員。

○11番（中山真一君） 150ページ、港湾管理費の海岸整備事業に要する経費です。霧多布港の海岸防潮堤の嵩上げは2年目で全て終わるかと思いますが、浜中町琵琶瀬から榊町までの建設海岸が残っているとは言いながら、霧多布港海岸防潮堤の嵩上げ工事は全てこれをもって終わることになります。工事予定としてはどういう予定でいつ頃までに終わらせる予定なのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

なお、コロナで国の財政も大変な時になってきました。要請活動がなければこうはならなかったと思います。順調に進んだことは、あの時町長が良き判断をしてくれたことで出来たのだと思っております。町長、この努力した感想を述べていただきたいなと思います。

次に152ページ、商工振興に要する経費ですが、1677万9000円が追加されましたけれども、6月5日現在55件の支給決定で合計3477万8000円。専決処分4100万円ですからまだ620万円が残っていますが、なおかつ今回1677万

9000円追加したということは、この55件以外にかなりの数の追加があったのか。また、2月から12月までのいずれかの月で売り上げが30%減ということですから、まだまだそういう業者が見込まれているのかどうか。その辺の事とそれから1677万円を追加した理由を御答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 150ページの海岸整備に要する経費のお答えいたします。今後の事業の予定ですが、当初の事業計画では8億4500万円を予定しておりましたが、人件費と資材の高騰、コンクリート劣化による設計変更等により最終的には8億9400万円となっております。防潮堤改良工事は国土強靱化対策として3年間で完成する予定でおりました。樋管4つのフラップゲートの改良が現在も今年度含めまして1号のみとなっております。このことから今後につきまして樋管2号から4号のフラップゲート化の改良工事を行っていきたいと考えております。期間につきましては、財源との関係がございますので、早期に行いたいと考えておりますが、1年から2年かかるのかと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。あなたの立場で感想を伺いたいというのはおかしいです。感想は感想であって質疑ではありませんから、町長どうしますか。町長の判断に任せます。

町長。

○町長（松本博君） これは災害に強いまちづくりで今までやってきました。3.11を受けて災害が本当に来るのだと思っていましたし、そういう意味からすると港湾の防潮堤嵩上げを要望に行ってきました。それは町長だけではなく、議長さん含めて議員さんの皆さんにも行ってもらいました。漁組の組合長さんも一緒に行ってもらい町独自の要望で、この要望だけで行ったわけです。町が始まって以来の要望だったのだろうと思っています。このことがしっかりと成果として、補正予算に繋がってきたのだと思います。そういう意味では、良かったなと思っています。それと町長の仕事というのは、港湾もそうですけれども、光回線の時もそうですけれども、行ってお願いする事が町長の仕事と思っています。これからはしっかりと続けていきたいと思っています。港湾の仕事が漁港の方に繋がるということですから、港湾が出来たら漁港の嵩上げに繋がっていくと思っております。これからは議長含めて議員の皆さんに御協力いただき町づくりを一緒にやっていきいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 152ページの関係でお答えいたします。まず、専決処分の時点で、商工会から要望のあった分でございますが、法人で22件、個人で38件ございました。その後、日にちが経つにつれまして、色々な多種の業種に亘ってきております。それで、最終的には法人で専決処分時は22件、それから申請予定がなくなったものが1件、新たに申請が出てくるであろう法人が8件、合わせて29件の見込みとなっております。個人につきましては、専決処分時は38件、その後申請予定がなくなったものが2件、新たに23件の追加申請が予定されてございまして合計59件の見込みとなっております。今回の補正を合わせて総額5777万9000円の支出予定となっております。それから今後、今計上した他には多分、出てこないであろうということでございますが、12月まで見てみないと何とも言えませんが、概ねこの状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○11番（中山真一君） 今の港湾の説明ですけれども、まだ1、2年かかるということですが、私の理解では、令和2年度で終わるものと思ったのですけれども、やはり予算の関係で残るものが出てくるという理解でよろしいでしょうか。

それともう1つ、水取場海岸は道のやる仕事ですけれども、これは情報としてどこまで入っているのか教えていただきたいなと思います。

それから、商工振興ですけれども、当初から変わって、法人がまだ13件増えるということですか。商工業者も23件増えるということですか。55件以外に今後この予算で見込まれると事業者数を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。防潮堤の嵩上げについては全て終了いたします。樋管のフラップゲート化が残ることになります。それで社会資本整備総合交付金につきましては、本年度で終わりということになっておりますので、有利な財源を模索しながら、1年か2年の間で行っていきたいと考えております。

それと北海道の整備の関係でございますが、今年度につきましては、令和2年9月に入札予定で、まず現在は波返し部分だけ全部囲うことを予定しております。令和3年度に天盤と裏法面の工法を全部やるということです。北海道につきましては当初9億5000万円の予算でございましたが、最終的には事業費13億円くらいかかるということ

で、やはり嵩上げ部分の金額が高くなっていると伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。専決処分で当初予定していた件数は、法人22件と個人38件分で4100万円予算計上させていただきました。それで、新たに出てきた法人が8社ございます。個人については、専決処分時38件だったものが新たに23事業者が追加で、総体で法人が29件と個人が59件でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第56号 令和2年度浜中町国民健康保険特別会計補正予
（第1号）について

○議長（波岡玄智君） 日程第21 議案第56号を議題とします。

この際暫時休憩します。

（休憩 午後3時22分）

（再開 午後3時39分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（波岡玄智君） 日程第21 議案第56号を続けます。

本案について提案理由説明求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号「令和2年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)について」、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、議案第36号で議決をいただきました浜中町国民健康保険条例の一部改正に関連し、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給が可能となるよう、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものです。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出につきましては、2款保健給付費に「傷病手当金」を新設、傷病手当金の対象者を10名と見込み、給付日額3735円の20日分、計74万7000円を計上するものであります。

一方、歳入につきましては、2款道支出金で、歳出でご説明しました傷病手当金に充てる特別交付金として、歳出同額の74万1000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、7億7404万5000円となります。

なお、この度の補正予算につきましては、書面開催としました令和2年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、5月29日付けで答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第56号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第57号 令和2年度浜中町水道事業会計補正予算

○議長（波岡玄智君） 日程第22 議案第57号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第57号「令和2年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、令和元年度より北海道が進めております、道道茶内停車場線の起点茶内駅前交点から終点国道44号線交点まで、全延長996mの改良工事のうち、令和2年度分として発注予定である、中原電器店付近から茶内橋付近までの延長245mの改良工事内で支障となる、既設水道管延長60mと15mの2箇所の移設工事・旧水道管延長210mの撤去工事が必要となったものであります。

この移設工事等の事業費は建設改良費として、総額2460万7000円の追加計上とさせていただきます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（南秀幸君） （議案第57号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第57号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第57号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第58号 監査委員の選任同意について

○議長(波岡玄智君) 日程第23 議案第58号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 提案理由議案第58号「監査委員の選任同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現監査委員の串田 明氏は、本月26日をもって任期満了となりますが、同氏の人格が高潔で財務管理、経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有していることから、監査委員として最適任と認めるところであり引き続き選任をいたしたく、ここに地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を要しますので提案した次第であります。

なお、任期は、令和2年6月26日から令和6年6月25日までの4年間となりますので、よろしくご審議のうえ、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は選任に同意することに決定しました。

-
- ◎日程第24 議案第59号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第25 議案第60号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第26 議案第61号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第27 議案第62号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第28 議案第63号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第29 議案第64号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第30 議案第65号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第31 議案第66号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第32 議案第67号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第33 議案第68号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第34 議案第69号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
 - ◎日程第35 議案第70号 浜中町農業委員会委員の任命同意について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第24 議案第59号ないし日程第35 議案第70号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第59号から議案第70号「浜中町農業委員会委員の任命同意について」一括して提案の理由をご説明申し上げます

本案につきましては、令和2年7月19日で任期満了となる浜中町農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を賜りたく、ここに提案申し上げるものであります。

議案の番号順にご説明申し上げます。

議案第59号 住所 浜中町暮帰別西1丁目68番地、氏名 阿部栄子氏、生年月日 昭和37年12月25日。

次に、議案第60号住所 浜中町茶内西1線73番地3、氏名 嵯峨弘巳氏、生年月日 昭和35年12月26日。

次に、議案第61号住所 浜中町茶内西9線203番地、氏名 白川英之氏、生年月日 昭和29年8月18日。

次に、議案第62号住所 浜中町茶内西17線145番地、氏名 妹尾伸二氏、生年月日 昭和38年3月20日。

次に、議案第63号住所 浜中町熊牛東3線41番地、氏名 百々栄二氏、生年月日 昭和37年7月17日。

次に、議案第64号住所 浜中町西円朱別西19線65番地1、氏名 橋場和幸氏、生年月日 昭和32年5月30日。

次に、議案第65号住所 浜中町円朱別西8線29番地2、氏名 篠原弘氏、生年月日 昭和31年8月26日。

次に、議案第66号住所 浜中町茶内東1線373番地、氏名 新井功仁恵氏、生年月日 昭和37年7月2日。

次に、議案第67号住所 浜中町姉別緑栄329番地、氏名 谷口正明氏、生年月日 昭和34年12月18日。

次に、議案第68号住所 浜中町姉別北3線159番地、氏名 押切秀志氏、生年月日 昭和34年5月20日。

次に、議案第69号住所 浜中町茶内橋北東26番地2、氏名 宮崎義幸氏、生年月日 昭和52年5月31日。

次に、議案第70号住所 浜中町厚陽345番地、氏名 山下康紀氏、生年月日 昭和47年8月1日。

以上の12名であります。

ただいまご説明した12名につきましては、人格識見に優れ、農業委員会委員として最適任と認めるものであります。

任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。

なお、本人の経歴等につきましては、別紙資料をご参照願います。

以上、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第59号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第61号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第62号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第63号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第64号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第65号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第66号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第67号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第68号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第69号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第70号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号ないし議案第70号は、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第59号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第60号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第61号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第62号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第63号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第64号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第65号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第66号は任命に同意することに決定しました。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第67号は任命に同意することに決定しました。
これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第68号は任命に同意することに決定しました。
これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第69号は任命に同意することに決定しました。
これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。
お諮りします。
本案は任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（波岡玄智君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第70号は任命に同意することに決定しました。

◎日程第36 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第36 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村会議長会主催による議員広報研修会に議員を派遣することにしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって、議員を派遣することに決定しまし

た。

◎日程第37 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第37 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。これをもって令和2年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

（閉会 午後4時01分）